

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規程に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 組織構成会員 本会の趣旨・目的に賛同して、本会の基本的な構成員となり、その運営、事業に参加する団体・機関または個人であって、次の領域のいずれかに属するもの。本会評議員の選出母体となる。

<領域Ⅰ> 住民代表的な性格のつよいもの

<領域Ⅱ> 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの

<領域Ⅲ> 当事者団体的性格のつよいもの

<領域Ⅳ> 関連分野団体

<領域Ⅴ> その他、学識経験者等

(2) 住民会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加・協力する個人・世帯とする。

(3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する個人または法人及び事業所など。

(入会)

第3条 本会の組織構成会員として入会を希望する団体・機関は、別に定める申込書(別紙様式1)を提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 住民会員、賛助会員については、会費の納入をもって入会したものとみなす。

(会費)

第4条 会費は、次に定めるとおりとする。

(1) 組織構成会員 年額1口 5,000円

(2) 住民会員 年額1口 500円

(3) 賛助会員 年額1口 1,000円

2 即納の会費は返納しない。

3 次に掲げる会員からは会費を徴収しないことができる。

(1) 行政機関

(2) 学識経験者

(3) その他、理事会の同意を得た会員

(報告等)

第5条 本会は組織構成会員に対し、次の事項を実施するよう努める。

- (1) 毎年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の報告
- (2) ふれあいまつり等諸行事の案内
- (3) 本会が発行する機関紙およびパンフレット等の配布

(退会)

第6条 会員が、退会届(別紙様式2)を提出したとき、または会費を納入しないときは、退会したものとする。

(除名)

第7条 理事会は、会員が本会の名誉を著しく棄損し、または趣旨・目的に反する行為があったときは、その議決を得て除名することができる。

(施行細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、議決の日から施行し平成16年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の会員規則(昭和58年1月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成29年3月24日 規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

入会申込書

社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会組織構成会員に入会を申し込みます。

令和 年 月 日

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
会 長 千 百 松 茅 子 様

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____ 印

組織構成会員入会口数 () 口 _____

(別紙様式2)

退 会 届

令和 年 月 日

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

会 長 千 百 松 茅 子 様

(組織構成会員名) _____

(代 表 者 名) _____ 印

社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会の構成会員を退会します。

(理由)